

第8期介護保険事業計画における 自立支援・重度化防止等への取組の進捗状況について

●介護保険事業計画の進捗管理

現役世代が減少する中、2025年には「団塊の世代」の全てが75歳に到達し、その後2040年頃に向けては介護を必要とする高齢者が急速に増加するものと見込まれるため、介護サービス基盤の整備・地域の特性を生かした「地域包括ケアシステム」の深化・推進に向けた取組を進めています。

「地域包括ケアシステム」を深化・推進していくためには、高齢者が、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるように支援することや、要介護状態等となることの予防、要介護状態等の軽減、悪化の防止といった介護保険制度の理念を踏まえ、地域の実情に応じて、具体的な取組を進めることが極めて重要です。

国からは、第8期介護保険事業計画期間において、高齢者の自立支援・重度化防止等の取組を確実に推進するために、介護保険事業計画の進捗を管理し、市町村の保険者としての機能を強化する方針が示されております。

●自立支援・重度化防止等の「取組と目標」

第8期介護保険事業計画については、介護保険法第117条第2項に基づき、「被保険者の地域における自立した日常生活の支援、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び介護給付等に要する費用の適正化への取組」及び「目標」（以下、取組と目標という。）が、必須記載事項とされました。

市町村は、これらの取組と目標の達成状況を自己評価し、県を通し国に報告することになります。取組と目標の項目は、市町村が独自に設定することとされ、鶴岡市では次の5項目を設定しており、令和5年度は、昨年度までの実績に基づいて出された課題と対応策に重点を置き業務に取り組みました。実績について自己評価し、別紙のとおり自己評価シート（別紙様式1-2・1-3）を提出しました。

【評価目標】

- I. 地域のつながりを深めるために
- II. いきいきと活動的な暮らしのために
- III. 住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために
- IV. 認知症でも自分らしく暮らせるために
- V. 介護保険をよりよく適切に使うために